

０８０２

一般社団法人　日本原子力学会

日本原子力学会誌に関する規程

平成29年6月16日 第1回理事会承認

（目的）

第１条　本規程は，一般社団法人日本原子力学会（以下，「本会」という）の定款細則（0000-01）（以下，「細則」という）第１２条に規定された日本原子力学会誌（Journal of the Atomic Energy Society of Japan）（以下，「学会誌」という）にかかわる事項を定める。

（編集方針）

第２条　定款（0000）第４条にのっとり，広く会員が求める情報を，わかりやすく読みやすい記事にして時期を逸せず提供することにより，親しまれ存在感のある学会誌にする。

２　会員の納める会費で学会誌の発行がおこなわれていることを念頭に置き，常に費用対効果を考慮して，学会誌の編集および発行をおこなう。

（発行の頻度）

第３条　学会誌は毎月一定の日に発行する。

（学会誌の記載範囲，記事種別，掲載頁数）

第４条　学会誌は専門分野の異なる会員向けの情報を広く掲載するものとする。専門家向けの研究論文，総説など，個人の研究業績として評価されるものは別に定める論文誌に掲載する。記事の内容が特定の専門家向けのもの，個人の業績としての評価を期待するものは，学会誌に掲載しない。

２　学会誌に掲載する記事は，原子力および放射線の平和利用に関する学術および技術の紹介，ニュース等をはじめとして，会員が求める幅広い分野について取り上げる。

３　記事種別は，編集委員会規程（0801）（以下，「規程」という）第８条に規定された学会誌編集幹事会（以下，「幹事会」という）が別途定める。

４　記事種別ごとの最大頁数ならびに最大頁数を超えた原稿の取り扱いについては幹事会が別途定める。

（記事の企画，採否，執筆）

第５条　学会誌は，編集委員会（以下，「委員会」という）が企画した記事による構成を基本とする。会員から記事企画の提案があった場合は，幹事会においてその採否を決定する。

２　会員または非会員が，学会誌の記事を作成するときは，別に定める要領等にしたがって執筆し，委員会に提出しなければならない。

（原稿の校閲）

第６条　記事原稿は編集委員が校閲し，必要に応じて著者に原稿の改訂を求めることができる。

（掲載料および別刷）

第７条　記事の掲載料は無料とする。

２　記事等の別刷りが必要な場合は，著者の負担とする。

（原稿料）

第８条　原稿を会員が執筆した場合は原稿料を支払わない。会員には，定款第５条に規定された正会員ほか賛助会員（法人）に所属する者，推薦会員，学生会員も含める。会員以外に執筆を依頼したときは，原則として原稿料を支払う。原稿料については別に定める。

（著者校正）

第９条　原則として初校のみ著者校正をおこなう。校正時に趣旨の変更は認めない。ただし，止むを得ない事情により変更する際は，事前に規程第８条第４項に規定された学会誌編集長の許可を得ることとする。

（受理日）

第１０条　記事等の受理日は，委員会で受け付けた日とする。

（著作権）

第１１条　掲載記事の著作権は，本会に帰属する。したがって，他の出版物に記事の全部あるいは一部を掲載する場合は，編集委員長の承認を得なくてはならない。掲載記事の内容が，他の出版物の著作権と抵触する場合は，著者が責任をもって著作権使用の許可を得なければならない。

（著者の責任）

第１２条　掲載された記事の内容および表現については，校閲，その他のコメントを取り入れた結果も含めてすべて著者が責任を負う。また他の出版物からの転載と，写真中の人物の肖像権については，執筆原稿を提出する前に著者が必要な手続きを責任をもっておこなわなければならない。

（配布および発行部数）

第１３条　学会誌は，細則第１２条第３項に基づき，個人会員に対しては冊子体１部を無償配布する。賛助会員に対しては，口数に応じた部数の冊子体を無償配布する。ただし，賛助会員からの申し出に応じて，部数を減じることができる。

２　学会誌の発行部数については，配布部数に応じて学会事務局が決定し，理事会に報告する。

（雑則）

第１４条　この規程に定めるもののほか，学会誌に関し必要な事項は，委員会または幹事会が別に定める。

（改定）

第１５条　本規程の改定は，委員会が起案し，理事会の承認を得るものとする。

附則

１　平成22年7月2日制定の規約は，同日施行する。

２　日本原子力学会誌編集規程（2006年5月25日制定）は，廃止する。

３　改定履歴

　①平成22年7月2日　編集委員会起案，理事会承認

　②平成23年5月31日　編集委員会改定，第５１６回理事会承認

　③平成29年3月27日　編集委員会メール審議起案（規約を規程に変更

），平成29年6月16日　第1回理事会承認

附則

１　平成29年6月16日改定の規程は，理事会承認の日から施行する。